

議員提出第十六号議案

北朝鮮の核実験に対し制裁の強化と国民の安全確保を求める意見書

本月三日、北朝鮮が六回目となる核実験を実施した。

わが国をはじめ国際社会は、北朝鮮に対して、関連の国連安保理決議の完全な遵守を求め、核実験や弾道ミサイル発射等の挑発行為を決して行わないよう警告と要求を繰り返してきた。それにもかかわらず、昨年一月及び九月に引き続き、核実験を再度強行したことは、関連安保理決議の明確な違反かつ国際的な軍縮・不拡散体制への重大な挑戦であるばかりか、わが国に対する直接的脅威として断じて容認できず、厳重に抗議するとともに最も強い言葉で非難する。

北朝鮮は、度重なる弾道ミサイルの発射を通じて、わが国や同盟国にとって探知や迎撃がより困難なミサイル技術を向上させているとみられる。また、今回の核実験は過去に比類ない規模で行われた。北朝鮮の脅威はかつてなく深刻かつ重大なものとなっている。

よって、国会及び政府におかれては、弾道ミサイル防衛を迅速かつ抜本的に強化するとともに、万が一の際の国民の保護に万全を期すべく、国民の生命、わが国の領土・領海・領空を守り抜く万全の態勢を早急に構築するよう強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年九月二十七日

大分県議会議長 井 上 伸 史

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 伊達忠一殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

外務大臣 河野太郎殿

防衛大臣 小野寺五典殿

内閣官房長官 菅 義偉殿